

## 監査結果公表第17-3号

### 定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成17年5月2日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

### 記

#### 1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成17年3月29日付け八教教第174号(教育総務部)

#### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 0729-24-3896(直通)

#### 3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八教教教第174号

平成17年3月29日

八尾市監査委員 西浦 昭夫 様  
北山 諒一 様  
高田 寛治 様  
西川 訓史 様

八尾市教育委員会

教育長 森 卓

## 定期監査結果に対する措置の通知について

標記の件につきまして、平成16年10月27日付監査報告第16-3号で監査結果の報告を受けましたが、別紙のとおり監査結果に基づく措置を講じましたので、地方自治法199条第12項の規定により報告いたします。

## 定期監査の結果に対する措置の内容

## 教育委員会教育総務部

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>契約事務について</p> <p>(1)成人式記念品の購入について、教育総務室で実施した入札が不調となった後、要求課において随意契約を締結しているが、教育委員会事務局事務分掌規則では、物品の購入は教育総務室の業務とされており、入札不調後の随意契約についても、教育総務室で行うよう改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成16年10月27日)</p> <p>物品購入に際しての契約については、本室で行うように改めました。</p>
<p>契約事務について</p> <p>(2)社会科副読本の印刷製本にかかる請負契約について、随意契約の根拠としている地方自治法施行令の適用条項は適当ではなく、また今後の契約は入札の実施を検討されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成16年10月27日)</p> <p>地方自治法施行令の適用を適切に行うよう改善するとともに、本業務の契約については、入札により行うよう改めました。</p>
<p>1 文書事務について</p> <p>前回(平成12年度)の定期監査でも指摘したところであるが、伺書で決裁日等の記入のないものが多くみられたので適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成16年10月27日)</p> <p>伺書作成者による、完結後の再確認を行うよう改めました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>学校園施設の維持管理において、専門性や緊急性等一部にやむを得ない事由も認められるものの、公平・公正性の観点から、随意契約とされている施設維持管理業務については、競争入札の実施を、また、少額随意契約による請負業者の決定については、より均衡化を検討されたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定(平成17年4月1日予定)</p> <p>入札か随意契約かにつきましては、安全性の確保や衛生に関するもの、緊急を要するもの及び管理面の特異性を加味して、入札の実施を図ってまいります。なお、一部警備委託業務については、入札時期等を契約検査室と協議しており、検討中です。(別紙詳細)</p> <p>少額随意契約による請負業者の決定につきましては、地域性、迅速性、確実性を目安にして、業者の均衡化を検討してまいります。</p>

<p>1 契約事務について  (1) 夜間学校給食用物資（パン・牛乳等）の購入については、契約書は売買契約となっているが、予算執行は委託料として支出されており、契約書の名称、内容等の変更について検討されたい。また、伺書において随意契約の理由の記載がなく、事後起案となっているので、適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況   2.措置予定（平成17年4月1日予定）  来年度より契約書の名称・内容等の変更を行います。また、随意契約の理由を明確にし、事後起案とならないよう改善をはかります。</p>
<p>(2) 学校給食用物質の検査業務の委託契約書において、契約保証金免除の条文規定、見積書の日付の記載がないものや、伺書において随意契約の理由の記載がないものが見受けられたので適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況   1.措置済（平成16年10月27日）  今後の事務処理においては、条文規定、見積書の日付、随意契約の理由などを明確にし、事務の処理を行うよう改めました。</p>
<p>(3) 消防設備保守点検委託契約は年間契約としているが、事後の起案・決裁となっているので、適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況   2.措置予定（平成17年4月1日予定）  年間契約を随時契約とし、事後の起案・決裁とならないよう、適正な事務の処理を行います</p>
<p>2 支出事務について  支出負担行為書に見積書の添付がされていないものや、見積書の日付が支出負担行為後になっているものが見受けられたので、適正に処理されたい。</p>	<p>措置状況   1.措置済（平成16年10月27日）  今後の事務処理においては、必ず事前に見積書を添付し、適正な事務の処理を行うよう改めました。</p>
<p>3 修理発注事務について  物品の納品書の日付が検収日の後になっているものが見受けられたので、事務処理を適正にされたい。</p>	<p>措置状況   1.措置済（平成16年10月27日）  発注日、検収日等を明確にし、適正な事務の処理を行うよう改めました。</p>
<p>4 文書事務について  伺書で、決裁日、決裁区分、保存年限等の記載もれのものが見受けられたので、事務処理を適正にされたい。</p>	<p>措置状況   1.措置済（平成16年10月27日）  伺書の決裁日、決裁区分、保存年限等を記載し、適正な事務の処理を行うよう改めました。</p>

<p>5 学校給食費の未納金について</p> <p>学校給食費の未納金については、学校給食会、学校園及び関係課との連携強化を図るなど、その対応策についてより積極的に検討し、解消に努められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 16 年 10 月 27 日）</p> <p>給食会理事および給食事務担当者等と連携すると共に、関係各課とも連携しスムーズな徴収を行うよう改めました。</p>
--	---